

令和 6 年 第 1 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	令和 6 年 3 月 4 日 (月)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 議	令和 6 年 3 月 7 日 (木) 10 時 00 分
散 会	令和 6 年 3 月 7 日 (木) 11 時 09 分
出席議員	<p>議長 田 中 政 浩 1 番 原 田 邦 男</p> <p>2 番 池 松 和 彦 3 番 原 口 博 文</p> <p>4 番 原 田 宏 5 番 木 村 和 彦</p> <p>6 番 石 橋 里 美 7 番 柳 雅 明</p> <p>8 番 山 本 一 洋 9 番 石 丸 時 次 郎</p> <p>10 番 奥 村 忠 義 11 番 山 本 久 矢</p> <p>12 番 河 内 直 子 13 番 寺 原 裕 明</p>
出席議員数	14 名
欠席議員	なし
地方自治法 第121条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	<p>町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 中 野 高 文</p> <p>教 育 長 宮 崎 敏 宏 総 務 課 長 古 川 秀 志</p> <p>企 画 課 長 亀 田 美 香 財 政 課 長 橋 本 照 美</p> <p>税 務 課 長 稲 葉 佳 奈 出 納 室 長 橋 本 豊</p> <p><small>住 民 課 長 人 権 ・ 同 和 対 策 室 長</small> 小 川 真 一 健 康 課 長 村 山 弥 生</p> <p>環 境 防 災 課 長 尾 畑 正 行 建 設 課 長 行 武 一 洋</p> <p>都 市 計 画 課 長 田 中 達 也 農 林 商 工 課 長 谷 口 謙 司</p> <p>上 下 水 道 課 長 岡 部 裕 行 福 祉 課 長 神 崎 英 昭</p> <p>こ だ も 課 長 八 尋 福 由 教 育 課 長 宮 崎 宣 匡</p> <p>生 涯 学 習 課 長 吉 浦 高 幸</p>
欠 席 者	なし
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	<p>議会事務局長 山 本 孝</p> <p>議会事務局次長兼議会係長 坂 田 康 仁</p>

会 議 録

令和6年第1回定例会

[一般質問]

(2日目)

令和6年3月7日(木)

開 議	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>本日の出席議員は14人につき、定足数に達しております。</p> <p>これから本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(10:00)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1「一般質問」を行います。</p> <p>質問の通告がっておりますので、順次発言を許します。</p> <p>7番 柳雅明議員</p>
柳 議員	<p>おはようございます。</p> <p>一般質問の通告書に従いまして、3点の質問をさせていただきます。</p> <p>その前に世界情勢ですけれども、また紛争が起きているようで、尊い命がどんどん失われていくという悲しいことになっております。外交関係でうまく処理できれば、尊い命が亡くならなくていいのではないかというふうに自分なりに思っておりますし、そういう時代に、そういう世界にならないようお願いしたいと思っております。</p> <p>それでは、質問いたします。</p> <p>まず最初に、公立の小中学校、特別支援学校、2022年度から精神疾患を理由にお休みになった、休職した先生たちは、全国で6,539人と文部科学省が発表しております。前年度比で642人増加しているということです。これは今年の12月の西日本新聞を読んでいましたら書いてありましたので、抜粋して質問させていただきます。</p> <p>全国では140人に1人の割合で先生が休職されているということです。福岡県の調査では105人に1人の割合となっており、全国平均を大きく上回っているようです。年代別では、20歳代の先生が最も伸び率が高くなっているということで、新しい先生、新任教員の先生が精神を患うなど、どういうことでしょうか。若い先生が学級担任を任されて張り切って多分臨んだ結果、様々な事案に遭遇して、必ずしも的確に適用できなくなったことが一つの要因と挙げられるんですけれども、そこで順次質問していきますけれども、まず最初に、質問内容に書いていなかったんですけれども、精神疾患とはどういう病気なのか、これがまた、病気なのかどうかをお尋ねしたいと思います。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>気分の落ち込みや幻覚、妄想などの心身に様々な影響の出る疾患のことであると認識しております。</p>
議 長	柳議員
柳 議員	<p>総称して言われましたので、いいですけども、精神疾患とは、僕、調べたんですけども、心の病気だそうです。心の病気で様々な要因で引き起こされますストレス、このストレスが心に蓄積されていっぱいになっちゃうんですよ。これで体がもう休みなさいと指示を出すそうです。頭の脳を休めることで回復していくということなんですけれども、精神科の先生によるお薬の処方とか、また、お休みを取ることによって状態が戻るということで、なかなか、しかし、そうなるには半年から1年ぐらいかかるとも言われています。</p> <p>それで、僕、学校の先生のこと今日質問するんですけども、先生だけではありません。家庭でも、例えば育児でお母さんが悩んだり、それから職場で様々なストレスを受けて、例えば仕事がうまくいかない、上司とうまくいかない、友達関係</p>

	<p>がうまくいかない、そんなストレスがたまって独りぼっちになって、もう心がいっぱいになって、もうどうしようもなく動けなくなって休むんですよ。それが精神疾患です。でも、これは治る病気なんですよ。</p> <p>それで、お尋ねするのは、我が町の先生たちで休職された先生がいらっしゃるのでしょうか。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>町内という狭い地域の情報は、個人が特定され、プライバシーを侵害する可能性があるため、お答えすることは適切ではないと考え、回答を差し控えていただきたいと思います。</p>
議 長	柳議員
柳 議員	<p>多分、筑前町には200人以上の先生がいらっしゃると思うんですよ。</p> <p>それで、福岡県では105人に1人という割合になっていますので、多分何人かはいらっしゃるんじゃないかなと思うんですけども、そういう先生にやはり精神疾患から立ち直っていただくために、今から質問することにお答えいただきたいと思います。</p> <p>当町の小中学校では、本年採用予定の新任の先生は何人いらっしゃるか。その中で、学級担任になられる先生は何人ぐらいいらっしゃるのかお尋ねいたします。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>令和6年度、本庁に配置される初任者は、小学校6名、中学校4名の10名の予定でございます。県の規定によりまして、学級担任をすることが原則というふうになっているようでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	柳議員
柳 議員	<p>新任の先生または普通の先生でも変わりはないと思うんですけども、次の質問なんですけれども、先生の月平均の残業時間がすごい多いと聞いております。当町ではどのくらいの時間を残業されているかということと、また、学級担任になればさらに残業時間が増えると思うんですけども、残業時間とその項目、どういふことで先生たちが残業しなければならないかというのをお聞きします。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>教員によってはばらつきはございますが、単純平均した場合、8月を除いた月の平均超過勤務につきましては、40時間から50時間ほどでございます。時間外に行っている業務内容については、調査はしておりませんが、文部科学省の勤務実態調査によりますと、1日の業務で最も多いのが、小中学校とも授業、次いで授業の準備、生徒指導、そして、中学校は部活動の順であることから、時間外に行っているのは、授業の準備が主なものであろうというふうに考えられます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	柳議員
柳 議員	<p>今、授業の準備が月平均40～50時間ということですが、授業の準備はどのような準備をされるんですか。</p>
議 長	教育長
教育長	<p>お答えいたします。</p> <p>一番は、次の日の子どもたちへの授業の資料、それから教材の準備、そういったものが主であるというふうに思っております。</p>

	以上でございます。
議 長	柳議員
柳 議員	<p>次の日の準備とか教材の準備で月平均40～50時間するという事は、先生1人じゃすごい大変な仕事ですよ。これ、今、先生1人でされているんですよ。</p> <p>ということは、後でもお聞きするんですけども、先生は足りないんじゃないですか。</p> <p>それから、お助けする人がいるのではないかというふうに思うんですけども。</p> <p>次の質問ですけども、要するに、先生たちの残業を改善できる項目がもしあれば、どんな項目なのか。また、解決する方法があれば、どんな手だてが要するのかというのは、要するに、今お聞きしたように、次の授業の準備とかはお手伝いできる人がいるのかなというふうに思うんですけども、どうでしょうか。</p>
議 長	教育長
教育長	<p>お答えいたします。</p> <p>先生方は一人ひとり、自分の学級をお持ちですし、自分の教科をお持ちですので、基本的には、自分の学級に合った授業の準備をなさります。</p> <p>ただ、その方だけで授業をするわけではございませんので、先輩方の作った教材を参考にしたり、それから、隣の先生と共同したり、ほかの教科の先生と手助けしながら教材研究をしているわけですので、全ての先生方が自分だけで準備をしているということではないというふうに受け取っておりますし、そういった共同の学校体制はつくっているというふうに考えているところです。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	柳議員
柳 議員	<p>分かりました。先生たちがそんなに一生懸命やっていたらということ、子どもにとってはすごい幸せなことですよ。</p> <p>でも、子どもの幸せのために先生たちが病気になっていいのかなというふうに、逆に思うんですよ。すごいそこら辺は板挟みかなというふうに思うんですけども。</p> <p>次の質問ですけども、教科外授業というか、科目別授業というのがありますですよ。今は何と何を、小学校、中学校、科目別にされているんでしょうかね。それをちょっとお聞きして、その後、もし科目別の授業を増やすのであれば、何が増やせるのかなというふうに思うんですけども。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>各学校の規模や教員の状況に応じて実施している教科は異なりますが、特定の教員が複数学年の英語や数学の指導を行ったり、体育科と音楽科で交換授業を行ったりしており、今後も学校の実態に応じて充実をさせてまいりたいと考えております。</p>
議 長	柳議員
柳 議員	<p>小学校なんかは、ほとんど1人の先生が科目を受け持っていたらということ、というふうに思うんですけども、やっぱり得意、不得意があって、教え方がある教科にとってはうまい先生、もしくは、あまり得意じゃないという教科だけでも、教えなければならないという教科も出てくると思うんですよ。僕は思うんですけども、科目別の担任の先生をもっと増やしてもいいのかなというふうに思っているんですよ。今後、そんな方針はありますでしょうか。</p>
議 長	宮崎教育長
教育長	<p>お答えいたします。</p> <p>先ほど課長が答弁いたしました、重複しますが、現在、小学校においても、</p>

	<p>例えば算数を中心に指導する先生がおります。英語を中心に指導する先生がおります。その分、学級担任は自分の授業を持たないで、自分の学級を離れて教材研究をすることができます。</p> <p>そういったことを奨励しておりますし、先ほど議員おっしゃったように、体育が得意な先生、音楽が得意な先生、いろいろいらっしゃいますので、隣の学級と交換をして、1組も2組が体育を教える、代わりに2組の先生は、音楽を1組も2組も教えるといったことを、交換授業を行っております。</p> <p>それによりまして、先生方はかなり負担が減っているということを伺っておりますので、来年度以降も、そういった学校内での工夫はしていきたいと思っておりますのでございます。</p> <p>また、国は、専科教員といいまして、教科に特化した教員を配置するということをうたっておりますけれども、何せこのご事情ですので、人がいなくて、形はあるんですけども、なかなかプラスアルファの配置ができていない状況でございます。</p> <p>ただ、今後は小学校におきましても、そういった特定の教科を指導する教員が増えてくるのではないかなというふうに思っておりますし、私たちも、県の教育委員会を通じて国に働きかけてまいりたいと思っておりますのでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	柳議員
柳 議 員	<p>学校内で様々な工夫をされているということで、何となくうれしいような気持ちがあります。それで子どもたちが、やっぱり伸び方が違うと思うんですよ。ぜひどしどし取り入れて、子どもたちを育てていただきたいと思います。</p> <p>次の質問です。</p> <p>精神疾患の治療の後に職場復帰されました先生も、やはり適応障害は残ってしまうんですよ。</p> <p>それで、我慢しながら頑張っている先生もおられると聞いております。そんなときに寄り添って声かけができる先生やいろんなアドバイスができるなど、もっと余裕の時間があってもよいのではないかと思っております。解決策の一つとして先生の増加配置、もしくは、準教員を含めて増加配置をお考えになっているかということをお聞きします。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>教員の配置につきましては、任命権者である県の教育委員会が、定められた基準に基づきまして、児童生徒数に応じた教員の定数を配置することになっております。</p> <p>一方、町単独でやる場合、教員の任用につきましては、財政的な負担が大きいため、現在のところは考えていないところでございます。</p>
議 長	柳議員
柳 議 員	<p>財政的な負担が大きいということです。増加をしていただければ、子どもたちももっともっと伸びていくのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>このことについて、僕たちの話になるんですけども、昔の話です。昔は、先生の仕事は聖職と言われておりました。げんこつをもらって帰ると、「また宿題をさぼったり、悪かことしてきたっやろう」と親から言われたものです。</p> <p>げんこつがまかり通る時代はもう終わりまして、教え諭すことが基本となっている現在、そのげんこつ時代を過ごした年代の方が先生になって、現在の対応に自己矛盾を感じておられる方もいらっしゃると思います。時代が、そして生き方が変化しながら進んでいっております。その当時の先生は、休み時間はテーブルを囲んでお茶を飲みながら、いろんなこと、生徒たちの情報交換をする雰囲気があったそう</p>

です。

しかし、現在はパソコンとにらめっこで、テーブルを囲むなど時間的に余裕が取れないとも聞いております。

教育は時代の変遷とともに変化していきまして、「ゆとり教育」と言われるときがありました。このゆとり教育を受けた方々が、これからこの時代を担っていくと、いろんな方面で期待されているとお聞きしております。

一時期、ゆとり世代はどうのという批判もあったようですが、このゆとり世代の方たちが、詰め込み教育から脱却した新しい教育制度の中で育って、いろんな発想、考え方に期待が集まっているようです。これからの時代を築いていく番が来たようです。新しい世代を築き変化させていっていただきたいものです。

しかし、今、教員を希望する方が少なくなっているとお聞きしております。先生不足はいろんな弊害を発生させる根本原因と考えられます。ぜひ正規及び補助の先生の増員といった対応をお願いしたいと思っています。

私なりにこんなこと思って考えてみました。想像ですので、お聞きいただきたいと思いますが、各教育大学を卒業した方は全て、将来の先生を夢見て大学を受験しているんですから、卒業後は準教員免許取得者として取り扱って、大学受験合格した段階で第1関門を通過したと考えます。合格者に出身市町村が学費や一部生活費を補助して、卒業後はその市町村で一定期間、準教員として認定し、教育現場で先生として従事するインターンシップをつくって、一定期間の後、正式に教員免許資格として採用したり、また、普通大学の教職課程を取得した方は、資格試験の受験を希望する特定科目のみの試験を実施するようにして、門戸を広げたらどうでしょう。

また、企業などで実績を上げた方も、特定科目の講師として採用したり、外国の大学を出た人は外国語の講師として採用したりと、いろんな方法で子どもたちを教育する環境を広げる、そんな想像をしてみました。

子どもたちは、次の時代を担いますので、どうぞ突発した考えかもしれませんが、いろんな方法で子どもたちを育てていっていただきたいと思っておりますので、また、そして、先生の不足もいろんな方法でカバーしていただきたいと思っておりますので、これからもどうぞよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

次は、障害者差別解消法が改正されまして、全てのことに對して合理的配慮の実施が望まれております。中でも子どもたちの教育現場は大きく変わろうとしております。今、世界ではこれからの学校教育の課題として、インクルーシブ教育が挙げられております。

障害者権利条約の基本理念として、障害の社会モデルとしてのインクルージョンが国連で採択されております。これは、障がいがある人とない人が分け隔てることなく、障がいのある人が排除されずに共に「暮らす・共に学ぶ・共に働くこと」ができるように、社会が障がい者をきちんと受け入れることとされています。

例えばアメリカでは、最も制約の少ない環境での教育といたしまして、多くの障がい児が普通学校に通い、多くが普通学級で学んでいるそうです。イタリアでは、少数を除き特別支援学校を廃止、ほぼ全ての子どもが普通学級で学んでいるそうです。カナダでは、州によって特別支援学級、支援学校を廃止しているそうです。隣の韓国では、支援学級ではなく、通級クラスを設置しているそうです。通級クラスとは、普通はみんなと同じ教室で授業を受けているんですけども、ある一定の授業だけ別の教室で授業を受けることだそうです。

これらの今述べました内容は、法務省の人権擁護部が、ウェブ会議で九州の人権

	<p>擁護委員に法務局主催で実施した講習の中から抜粋で、DPI日本会議資料を参考にさせていただいております。この推進は、インクルーシブ社会の基礎として目指している世界的な流れで、世界が障がい者を取り巻く環境を大きく変えようとしているようです。</p> <p>現在、特別支援学校の増設が日本では見られております。自分たちも特別支援学校を度々訪れるんですけども、すごい数の生徒さんがいらっしゃいます。分離から統合へという世界的な流れとは違った方向に、日本の教育は進んでいるのでしょうか。</p> <p>ここで質問いたします。</p> <p>支援クラスが増加している現状です。障がい者に対して合理的配慮としての流れから、これは世界的な流れですので、教育現場にインクルーシブ教育として教育する取り組みが、近い将来必ずやってくると思います。そのことに備えるためにも、大きな変革を覚悟しなければならなくなっているかというふうに考えております。これからの教育をどんなふうに進めていかれるのか、先の話かもしれませんけれども、お考えがありましたらお聞かせください。</p>
議長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>インクルーシブ教育システムの理念を実現し進展させていくために、福岡県教育委員会が策定した福岡県特別支援教育推進プランに基づき、一人ひとりが輝く共生社会の実現を目指して、本町も特別支援教育を推進しているところでございます。</p> <p>基本的な考え方は3点でございます。</p> <p>1つは、障がいのある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化すること。</p> <p>2つは、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、可能な限り共に学ぶことができるようにすること。</p> <p>3つは、特別支援教育に関連して障がい者理解を推進することでございます。</p> <p>また、障がいのある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を保障するために、障がいのある子どもの特性や困難さに合わせて、教育の内容や指導方法の工夫、支援体制、施設設備の観点からの合理的配慮を個別に提供することが重要でございます。</p> <p>これらの考えに基づき、町といたしましては、特別支援教育支援員や作業療法士、看護師の配置、児童生徒の障がいの状況を踏まえた個別の支援計画の策定、特別支援教育に係る研修等を行い、インクルーシブ教育システムの理念を実現するよう今後とも合理的配慮の充実に努めてまいります。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	柳議員
柳議員	<p>世界的な流れとして、合理的配慮というのがすごい難しいことなんですけれども、でも、やろうと思ったらできるのが合理的配慮です。社会の変革を見ながら、やっぱり進んでいくべきところは進んでいっていきたくて思っておりますので、合理的配慮もやっぱり社会全般に通用することですので、教育現場だけでなく、この社会全体が合理的配慮を進めていきたくて、進んでいきたくて思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>次に、前にも述べました先生にいたしましても、一定期間、養護関係で働いている方も、学校現場で養護教諭と共に子どもを養育できるように、学校補助員の門戸を広げる必要が出てくるのではないかと考えます。</p>

	<p>インクルーシブ教育は、教育環境を大きく変える出来事となります。生半可なことではないと思います。変化させていく兆しを少しでもつけて、順応する資質を拡充する必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。重複すると思いますが、またお答えをお願いします。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>養護教諭は児童生徒の心身の状況の把握、心身の健康や保健の指導、学校環境衛生、伝染病の予防等の職務を担っており、各学校1人ずつ配置されております。</p> <p>これらの職務を効率よく効果的に行うために、養護教諭間で教材を開発したり、ベテランが若者の養護教諭へアドバイスをしたりして連携しており、県教育委員会が若干の養護教諭のスキルアップのために、ベテランの養護教諭のサポートを受けるシステムもあり、それらの利用も推進をしております。</p> <p>また、これまで教室に入れない不登校兆候の児童生徒の学習の支援をすることもあったため、令和6年度からそれぞれの中学校に校内教育支援センターを設置して支援員を配置し、必要に応じて小学校へも巡回して、学習支援を行う仕組みを整えております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	柳議員
柳 議 員	<p>校内支援センターという新しい言葉でうれしいんですけども、保健室登校の子どもたちも結構、今増えております。充実して、養護の先生と一緒に子どもたちの養育をよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>世界を取り巻く環境は大きく変わろうとしております。世界各地で紛争が起きて、また、大きな自然災害が発生して、温暖化現象が全ての産業構造を変化させようとしております。人々は、世界は今、本当に何を望んでいるのでしょうか。自己の幸せのみを追求する時代は終えんを迎えようとしております。共に支え合い共存していくことが、これから求められる時代の扉を開いていくのではないかと考えております。</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>平成16年に国民保護法が制定され、武力攻撃やその他、大規模な災害から国民の生命、身体、財産を守る法律が制定されました。武力攻撃について考えますと、ウクライナのように他国から武力で侵入された場合や、もしくは国際紛争に巻き込まれた場合、我が国では自衛隊が国防にあたっております。</p> <p>それでは、私たちはどのような行動を取ればよいのでしょうか。紛争や侵略の形態が変わり、最近のロシア攻撃では、特に無人機による特定施設への攻撃が顕著です。</p> <p>また、ウクライナも無人機で応戦しております。</p> <p>そこで気になるのが、当町にも防衛関連施設と思われる特定施設が存在していることです。内容は非公開にされておりますが、重要な施設ではないかと考えられます。当然、外交努力で紛争を回避していただきたいのですが、かなわずに、有事の際に攻撃目標の一つになるのではと心配しております。</p> <p>そのときに、その特定施設付近に住んでいる人々はどこへ避難したらよいのでしょうか。健常者だけではありません。障がい者、高齢者の方もいらっしゃいます。</p> <p>インターネットで調べてみますと、ある国では、核攻撃まで考えたシェルターを設置している国もありますし、また、住宅を建てるときに堅牢な地下室を造るよう指導している国もあるようです。現在の日本はどうでしょうか。そういう建築基準法はございません。</p>

	<p>無人機やミサイルが飛んできた場合、Jアラートが鳴り響くようになっております。どこから飛来し、どの目標を狙っているのかを知ることができず、すごく不安になります。当町にあります防衛関連施設付近にお住まいの方が避難できる堅牢な建物やシェルターを、その周りに設置できないでしょうか。国の取り組み方がどうなっているかよく分かりませんが、自衛隊は国を防衛するために活動されております。</p> <p>では、堅牢な建物や避難シェルターなどを造るのは誰でしょうか。</p> <p>ここでお尋ねいたします。</p> <p>当町に国から市民に対する堅牢な建物や避難シェルターの設置についての説明等があるのでしょうか。</p>
議 長	環境防災課長
環境防災課長	<p>お答えいたします。</p> <p>複数の省庁及び福岡県に問い合わせいたしましたが、現時点では、これまでに市町村に対し、避難シェルターの設置についての説明はございませんでした。</p> <p>しかしながら、国レベルにおいて、避難シェルターの考え方等の外郭的な内容について議論がされているとの情報もございます。</p> <p>ご指摘の避難シェルターにつきましては、確立した定義はないものと認識しておりますが、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法の第148条の規定による避難施設については、これまで特に弾道ミサイル攻撃による爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に関するコンクリート造りの堅牢な建物や地下施設である緊急一時避難施設の指定を促進するため、政府において令和3年度から令和7年度までの5年間を、集中的な取り組み期間として指定推進を図っております。</p> <p>その結果、全国では、令和4年4月1日時点で、緊急一時避難施設は5万2,490か所、そのうち地下施設は1,591か所と、前年度より増加しており、着実に指定推進が図られております。</p> <p>町では、緊急一時避難施設として26施設、そのうち、爆風等から直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用する鉄筋コンクリート造り及び鉄骨鉄筋コンクリート造りである施設として8か所を報告しており、この内容につきましては、内閣府国民保護ポータルサイトに掲載されております。</p> <p>万が一、弾道ミサイルが日本へ飛来する可能性がある場合は、国から即座に全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートシステムが発動され、注意が必要な地域に幅広く情報が伝達され、避難の呼びかけ等を行うこととなっており、その際、弾道ミサイルの着弾の衝撃や爆風により発生する被害をできる限り軽減する観点から、直ちに建物の中等へ避難することを呼びかけるとしているものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	柳議員
柳 議 員	<p>お尋ねします。</p> <p>特定施設ですね、自衛隊関連、防衛関連施設の近くに、筑前町にあるということですけど、どこが指定されているんですか。</p>
議 長	環境防災課長
環境防災課長	<p>お答えいたします。</p> <p>町内の堅牢な施設として8か所につきましては、農業者トレーニングセンター、中牟田小学校体育館、東小田小学校体育館、三輪小学校体育館、夜須中学校体育館、三輪中学校体育館、コスモスプラザ敬老館、男女共同参画センターリブラの8か所となっております。</p>

	以上でございます。
議 長	柳議員
柳 議員	<p>分かりました。防衛関連施設の付近に、一番近いのところでも東小田小学校ですか。どうやって逃げるんですか。走って逃げるんですか。車で逃げるんですか。ミサイルが飛んできました、Jアラートが鳴っています、筑前町に向かっています、まず、こういうことがないことを願いたいんですけども、東小田小学校まで走って逃げるんですか。僕は逃げきりません。そういうことですよね。あくまでもそういう施設を指定しているだけで、本当の施設は造ってほしいですね。僕の感想ですけども、というふうに僕は思います。</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>設置に関しては、相当の予算規模が想定されます。国の補助だけではなく、防衛関連施設付近に公共の避難シェルター設置は、自治体としても最優先になってくるのではないのでしょうか。国民保護法に基づいて、健常者のみならず障がい者等、それから子どもの避難に関して、当然計画されるべき事案と考えますが、いかがでしょうか。</p>
議 長	環境防災課長
環境防災課長	<p>お答えいたします。</p> <p>現時点では、避難シェルターの設置計画はございません。一自治体で弾道ミサイル等に対応可能な避難シェルター設置は困難であり、今後の国等の動向に注視してまいりたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	柳議員
柳 議員	<p>遅きに失さないようによろしく申し上げます。</p> <p>戦後長い間、平和に暮らしてきました私たちは、ずっとこのまま平和で暮らせると錯覚しているのではないかと危惧しております。現在置かれている世界の状況とこれからの紛争の可能性を考えながら、準備を怠ることなく、国民保護法に基づいて、あらゆる災害をも想定した備えと準備が必要ではないかと考えます。今までは無駄だと思われていたシェルターの設置や堅牢な施設など、防衛関連施設周辺住民の避難施設として設置していく必要を考えざるを得ません。国民保護法の中でも、重要項目の一つとして、これからの施策として考えていただきたいものです。</p> <p>台湾有事が目の前に迫ってきている昨今、また、北朝鮮も大陸間弾道弾などの開発にめどを立てているとも聞こえてきます。自治体独自でできる限りの対策をシミュレートして、住民の生命、身体を守るために、遅きに失することなく対策をお願いしたいと思っております。</p> <p>以上で私の質問を終わります。</p>
議 長	これで7番 柳雅明議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	<p>ここで休憩をいたします。</p> <p>10時55分より再開いたします。</p> <p style="text-align: right;">(10:43)</p>
再 開	
議 長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(10:55)</p>
議 長	12番 河内直子議員
河内議員	<p>質問に入る前に一言申し述べさせていただきます。</p> <p>年明け早々、能登半島で起こった震度7を超える地震で多くの方々が被災されま</p>

	<p>した。お亡くなりになられた方々のご冥福を心よりお祈りするとともに、いまだ避難所生活を強いられている方々に心よりお見舞いを申し上げ、一日も早い復興を心より願うものです。</p> <p>私たち日本共産党は、地震直後、直ちに救援募金活動に取り組み、第1陣として、全国から寄せられた救援募金6,800万円を関係区市町村へお届けしました。引き続き募金活動に取り組み、微力ではありますが、被災された方々に寄り添い、力を尽くしてまいります。</p> <p>それでは、通告に基づき質問に入ります。</p> <p>今回は、暮らしを守る取り組みについて3点お尋ねします。</p> <p>初めに、一昨日は、石橋議員からめくば一るの点字ブロックについての質問がありましたが、私からは、コスモスプラザの視覚障がい者誘導ブロック、通常、点字ブロックと言われていますが、その点字ブロックについてお尋ねをいたします。</p> <p>コスモスプラザには、建設当時から視覚障がい者のために点字ブロックが設置されていますが、長い年月がたち経年劣化が見受けられます。1階部分は上部が剥がれ、中のコイルがむき出しになっています。2階部分は、床がマットになっているためか、点字の部分が外れてそのままにされている部分が、多々多く見受けられます。視覚障がい者の安全を守るために早急に修復すべきと考えますが、見解をお尋ねします。</p>
議 長	財政課長
財政課長	<p>お答えいたします。</p> <p>ご指摘いただきましたコスモスプラザの点字ブロックにつきましては、天井の突起が取れている箇所、線状の突起の表面素材が剥がれている箇所が、複数確認されました。視覚に障がいのある方の安全かつ快適な移動を支援するために、不良箇所につきましては早急に補修対応をしたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	河内議員
河内議員	<p>視覚障がい者にとって点字ブロックは、音響式信号機と同様に、まさに命綱と言えます。一日も早い改善を要望し、次に進みます。</p> <p>次に、小中学校の学校給食の無償化についてお尋ねをいたします。</p> <p>無償化については、令和5年第2回定例会でも取り上げてきました。当時の答弁も踏まえ質問します。</p> <p>町長は、給食の無償化については積極賛成、町村会を通じ国に呼びかけをしていきたいという答弁でしたが、呼びかけはされたのか、まず、お尋ねをいたします。</p>
議 長	田頭町長
町 長	<p>様々な機会、数回でございますけれども、会計年度任用職員の交付税措置と、それと学校給食のぜひ無償化については、要望しております。</p>
議 長	河内議員
河内議員	<p>次に、課長、教育長、町長ともに、1億2,000万円の一般財源は厳しいとの答弁でした。</p> <p>令和6年度予算案の中で、6,274万円の予算措置で地方創生臨時交付金を活用し、1年間、給食費の半額を助成するという事です。1億2,000万円は厳しいが、6,000万円程度なら予算措置も可能ということでしょうか、お尋ねをいたします。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>学校給食費につきましては、国の地方創生臨時交付金措置、これを受けましてや</p>

	<p>っております。この物価高騰による保護者の経済的な負担軽減のために、これまでも同様の助成を行ってきております。</p> <p>6年度につきましても、同じく地方創生の臨時交付金を活用して、令和6年4月から令和7年の3月まで、同様の助成をすることとしております。国の措置としてやっているものでございます。これを利用して、させていただいているというところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	河内議員
河内議員	<p>2024年度の国家予算案の中では、児童扶養手当の所得制限が、2024年10月以降、廃止となる予定です。ということは、小中学生のいる家庭は、全て就学援助制度の対象となります。</p> <p>就学援助の国の助成は、地方交付税の中に組み込まれています。仮に地方創生臨時交付金が廃止になったとしても、就学援助に国の2分の1助成があり、町の総予算の僅か1%未満で実施は可能です。ぜひ前向きに取り組みを進めていただきたいと思います。考えますが、見解をお尋ねいたします。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>その仕組みについて研究をさせていただきまして、回答させていただきたいと思っております。今後、研究をさせていただきたいと思っております。</p>
議 長	河内議員
河内議員	<p>いい方向に進むことを望んでいます。</p> <p>憲法上の教育を受ける権利を保障するためには、その権利主体である子どもたちが長い時間を過ごす学校で、最低限の生存権が満たされなくてはなりません。心地よい環境で排せつや具合が悪いということがあっても、安心してそれを訴え、トイレに行くことができ、保健室へ行くことができる。おなかをすけば食事が提供され、どんな家庭に生まれても、その権利が保障されていることに安心できる学校です。このような学校なら子どもたちはどんどん学んで、生存権などの基本的人権が当たり前前に満たされるように、これからの社会をつかっていってくれるのではないのでしょうか。</p> <p>給食費無償化は、食の権利が当たり前前に保障された学校で育った子どもたちが、この日本を、当たり前前に基本的人権が保障される社会に変えてくれるのではないのでしょうか。自己責任を基軸にした社会を、基本的人権の保障を基軸にした社会に変えてくれるのではないかと申し上げ、次に進みます。</p> <p>最後に、補聴器購入補助金制度についてお尋ねします。</p> <p>この補聴器購入補助金制度創設については、これまで度々取り上げてまいりました。前回は、課長からも前向きな答弁をいただき、町長からも、介護保険広域連合議会の中で、インセンティブ導入事業で難聴対策ができるのではという見解をもらっているということでしたので、2月2日に開催された介護保険広域連合議会の一般質問で取り上げ、広域連合内では既に3自治体、小竹町、吉富町、大刀洗町で取り組まれているという回答をもらいました。</p> <p>現在、補聴器購入の補助が行われているのは、聴覚障がい者の方で身体障害者手帳を交付されている方だけです。ぜひこの広域連合のインセンティブ導入事業を活用し、筑前町でも取り組んでいただきたいと思いますところ、令和6年度予算案の中で、少額ではありますが、35万円の予算措置がされています。補助対象の人数と金額をお尋ねいたします。</p>
議 長	福祉課長

福祉課長	<p>お答えいたします。</p> <p>先ほど議員さんが申されましたように、私が12月議会で一般質問にて回答しておりましたように、補聴器購入補助につきましては、障害者総合支援法の補装具費支給制度によって支援を行っているところです。</p> <p>その対象者は、制度上、今、議員が申し上げられましたように、一定基準以上の聴覚障害のある障害手帳の交付を受けた方となっているところです。</p> <p>しかし、交付手帳交付の対象でない軽度の聴覚障がいのある高齢者においても、補聴器を使用することによって、認知症・介護予防の効果も期待できるということを言われております。</p> <p>聴覚障害の手帳交付を受けなくても、そういった効果の期待できる場合は、先ほど議員申されました福岡県介護保険広域連合の事業財源を活用して、補聴器の助成を6年度から計画しているところで予算計上しているところです。</p> <p>その内訳につきましては、先駆的な取り組んでおります自治体を参考にいたしまして、住民税課税者、1万円補助10名、住民税非課税者、2万5,000円補助を10名、合計20名、35万円の予算計上をさせていただいているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	河内議員
河内議員	<p>どうもありがとうございます。</p> <p>人生を豊かに過ごすためには、「聞こえ」という問題は避けて通ることはできません。補聴器のさらなる普及は、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながります。補聴器購入補助のさらなる拡大を求め、私の一般質問を終わります。</p>
議 長	これで、12番 河内直子議員の一般質問を終わります。
散 会	
議 長	<p>これにて一般質問を終結します。</p> <p>これで本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>本日はこれにて散会します。</p> <p>お疲れさまでした。</p>

(11:09)